

プラスワン通信

<遺言書の「相続させる」「遺贈する」の違いとは？>

Q.

遺言書に、「相続させる」と記載した場合と「遺贈する」と記載した場合に、違いがあると聞きましたが、これは本当ですか？

A.

遺言書で、「相続させる」との記載は、法定相続人に対すること。
「遺贈する」との記載は、主に法定相続人以外の方へのことです。
いずれも、遺言者の資産を「遺産」として特定の方（受遺者）へ引き継がせる意味は同じですが、**法的意味や税金の扱いにおいて違いがあります。**

法的意味において

- ◎「相続させる」と記載された場合、最高裁平成3年4月19日判決により、「遺産分割方法を指定する遺言」とされ、特段の事情が無い限り、その遺産は被相続人の死亡時に直ちに相続人（受遺者）に承継されるため、遺産分割協議等を経なくても、指定された受遺者が遺産を確定的に取得できたり、単独で相続登記の申請ができます。
- ◎「遺贈する」と記載された場合、遺言者の死亡とともに受遺者に不動産等の所有権は移転しますが、名義変更（所有権移転登記）を行う場合、移転登記申請等は、受遺者と相続人全員が共同して行う必要が生じます。遺言執行者がいる場合は共同申請となりますが、それ以外は相続人全員との協力（同意）が不可避となります。

登録免許税において

- ◎「相続させる」と記載した場合・・・不動産の名義変更の登録免許税は、0.4%
 - ◎「遺贈する」と記載した場合・・・上記の登録免許税は、2%
- 但し、**法定相続人**に対する遺贈は、一般的な相続と同一とみなされ、遺言書に「遺贈」の表記があったとしても、登録免許税は0.4%です。（H18～）

いずれかの法定相続人への相続を遺言書で実現する場合、「相続させる」「遺贈する」のどちらでも良いのですが、**単独相続登記等の簡易性やその後を考えたとき、遺言書への記載は、やはり「相続させる」が好ましいようです。**（園部）

株式会社プラスワン
〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1-9-11 石川COビル5階
TEL:03-3255-2305/FAX:03-3255-2306

お気軽にご相談ください

TEL: 03-3255-2305

Mail: info@kkplus1.com